

専門家派遣業務（事業承継計画作成支援）実施要領

1 趣旨

この要領は、「令和6年度山形県事業承継・引継ぎ支援事業における専門家派遣業務実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づく、事業承継計画作成支援業務（以下「業務」という。）実施について必要な事項を定めるものとする。

2 概要

事業承継に関する課題等を抱えている中小企業・小規模事業者（以下「相談者」という。）で親族内承継又は役員・従業員承継に関する支援ニーズがあり、承継コーディネーターが事業承継計画作成支援が必要と判断し、かつ、相談者が外部専門家（以下「専門家」という。）の派遣を希望した場合、公益財団法人やまがた産業支援機構及び山形県事業承継・引継ぎ支援センター（以下「センター等」という。）は、支援依頼に基づき専門家を派遣し事業承継計画作成支援を行う。

3 業務内容

（1）支援依頼

相談者は、センター等に対し、相談申込書（共 書式1）を提出したうえで、下記アに記載する書式等に必要事項を記入の上、イに記載する添付書類と共に提出する。

ア 書式等

- ① 支援依頼書（親族内承継）（親 書式4） ※親族内承継の場合
支援依頼書（事業引継ぎ）（引 書式3-1）※役員・従業員承継の場合
- ② 外部専門家利用申込書（共 書式5）

イ 添付書類等

- ① 直近決算書（2期分）（税務申告書・附属明細書）の写し
- ② 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）1年以内のもの写し

（2）支援及び専門家の決定

統括責任者又は承継コーディネーターが、支援依頼書等を確認し、事業承継計画作成支援が必要と判断した場合、センター等から専門家に対し外部専門家支援依頼（共 書式6-1）により業務を依頼し、専門家からの承諾書（共 書式6-2）及び見積書及び指導・助言等実施計画書（共 書式6-2-1）の提出を受け決定する。

また、統括責任者又は承継コーディネーターは、相談者に対し専門家リスト掲載の中から地域及び支援依頼の内容等を考慮し複数の候補者を紹介するものとする。なお、相談者に派遣希望専門家がいない場合で専門家リスト未

掲載の場合は、専門家リストへ掲載のうえ支援依頼を行う。

(3) 事業承継計画

業務により作成される事業承継計画書は次のとおりとする。

- ・事業承継計画書（親 書式7）※親族内承継の場合
- ・事業承継計画書（引 書式9）※役員・従業員承継の場合

(4) 業務報告

専門家は相談実施後速やかに外部専門家相談実施報告書（共 書式6-3）をセンター等に提出するものとする。

(5) 業務完了・支払申請等

ア 専門家は、業務を完了したときは速やかに外部専門家相談実施報告書（共 書式6-3）に、(3)に記載の書類及び「専門家派遣業務（事業承継計画作成支援）費用支払請求書」（共 書式10）、「請求明細書・従事時間確認表」（共 書式11）を添付して、センター等に提出するものとする。

イ センター等は、提出された書類等の内容を確認し、適切と判断した場合は、支払決定及び支払決定金額、支払日を専門家に通知し、支払うものとする。

ウ 相談者及び専門家は、センター等又は東北経済産業局等から費用支払や業務内容等について合理性等を問われた場合には、誠意をもって対応するものとする。

4 謝金

(1) 謝金の額

この業務において、センター等から専門家への支払の対象となる費用は、専門家が、相談者又は後継者等と対面（WEB面談を含む）して、事業承継計画の作成、関係者間の調整等に係る業務に従事した時間に1時間当たり金10,000円（税抜き）を乗じて得た額とする（30分未満は切り捨て）。

(2) 謝金の限度額

前号にかかわらず、1日の謝金上限額は50,000円（税抜き）とし、派遣回数（日）は1相談者あたり5回（日）までとする。ただし、業務の支払の上限額は150,000円（税抜き）以内とする。

また、第3項(2)に規定する支援依頼時に提出する費用総額（共 書式6-2-1 見積書の額）を超えた費用については支払い対象としない。

(3) 謝金の変更

やむを得ず費用の配分等に大幅な変更が生じる見込みがある場合は、遅滞なくセンター等へ報告し協議しなければならない。

(4) 費用対象としない時間

次の時間は費用の対象としない。

- ア 移動時間
- イ 休憩時間

ウ 相談者又は後継者等関係者と対面せず、自宅、事務所にて行った支援に付随する業務の時間

(5) その他

専門家が従来から対価を得ずに実施している業務内容については、この業務における謝金対象とはしない。

5 権利の帰属

専門家からセンター等へ提出される計画書等に関する著作権その他の知的財産権は全てセンター等及び相談者に帰属するものとする。

6 その他

(1) 申請者との面談

支援依頼書等の提出後、相談者は、必要に応じセンター等の求めによりセンター等との面談を受けるものとする。専門家については、センター等と調整の上、面談に同席することができる。

(2) この要領及び要綱に記載のない事項は、センター等、相談者及び専門家において協議する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。